

西尾市教育委員会会議録

招 集 日 時	令和元年11月13日(水) 午前9時30分		
開 会 場 所	市役所 51会議室		
開 会 時 間	午前9時30分	閉 会 時 間	午前10時55分
教 育 長	稲垣 寿		
出 席 委 員	平岡 将暢 高須 京子 武内 基亘 尾崎 まゆみ		
欠 席 委 員			
委員会出席者	教育部長 永谷和夫、教育部次長 内藤貴久、教育庶務課長 原田高行、学校教育課長 伊藤嘉樹、教育庶務課主幹 石川 裕、学校教育課主幹 鈴木貴之、生涯学習課長 筒井清人、スポーツ課長 味岡淳、文化振興課主幹 石川浩治、図書館長 原田依子、教育庶務課主任主査 木下政之、判治康成		
議 題	<p>1 会議録署名委員の指名について</p> <p>2 前回会議録の承認について</p> <p>3 報告事項 (1) 教育長報告 (2) 教育部長報告</p> <p>4 議案審議 議案第43号 きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の制定について 【学校教育課】 議案第44号 西尾市学校部活動ガイドラインについて 【学校教育課】 議案第45号 令和2年度入学式・始業式・終業式・卒業式等の実施日について 【学校教育課】 議案第46号 西尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について 【文化振興課】 議案第47号 西尾市文化財保護委員会規則を廃止する規則について 【文化振興課】 議案第48号 西尾市文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について 【文化振興課】 議案第49号 西尾城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱について 【文化振興課】</p> <p>5 その他 (1) 教育委員会が所管する事務の評価について 【教育庶務課】 (2) 県立特別支援学校及び市学校給食センター建設に係る説明会の開催について 【教育庶務課】 (3) 学校給食費の改定について 【教育庶務課】 (4) 令和2年度教職員定期人事異動方針について 【学校教育課】 (5) 令和2年度使用小学校・中学校用教科書種目別採択状況について 【学校教育課】</p> <p>添付書類 教育委員会名義使用 8件</p>		

会 議 の 顛 末

教育長	<p>開会の辞</p> <p>ただいまから西尾市教育委員会11月定例会を開会いたします。</p> <p>議事進行は、あらかじめ配布されております、会議日程に基づいて進めさせていただきます。</p>
	<p>1 会議録署名委員の指名</p>
教育長	<p>会議録の署名委員は、高須委員、武内委員 を指名します。</p>
	<p>2 前回会議録の承認</p>
教育長	<p>前回定例会及び臨時会の会議録につきましては、すでに委員の皆様方のお手元に送付してございますが、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p> <p>承認してもよろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>それではご異議なしと認め、前回定例会の会議録については、原案どおり承認することといたします。</p>
	<p>3 報告事項</p>
教育長	<p>(1) 教育長報告</p> <p>澄み渡った青空を背景に、鮮やかに色づいた柿が秋の深まりを感じさせます。各学校では、授業研究や学校行事など、佳境を迎えています。</p> <p>本日は以下の2点についてお話しします。</p> <p>1点目は、学校での学習のルールづくりについてです。このことは、校長会でもお願いしました。授業時間は、子どもたちの学校生活の大半を占めるものです。それだけに授業は、学力向上はもちろんのこと、児童生徒の心の発育の面においても大きな影響があります。明るい雰囲気の中で、学級全員の生き生きとした学習活動が保証されるように配慮しなくてはなりません。そのためには、「分かる授業」であることは言うまでもありませんが、授業への参加の姿勢や学習のルールについて、全教職員の共通理解のもと、発達段階に合わせてしっかりと指導しておきたいと思えます。このような取り組みは、「楽しくて力のつく授業」の必須条件でもあります。</p> <p>2点目は、プログラミング教育についてです。これについては私自身、授業実践経験がないので、研究中です。研究の中で分かったことを報告します。</p> <p>岡嶋裕史「プログラミング教育はいらない」という本より、抜粋ですが狭義のプログラミング能力、すなわちコーディング力は要らない。必要なのは、プログラミング的思考である。</p> <p>文部科学省の言うプログラミング的思考とは、「自分が意図する一連の活動を実現するために、どのような動きの組み合わせが必要であり、一つ一つの動きに対応した記号をどのように組み合わせたらいいのか、記号の組み合わせをどのように改善していけば、より意図した活動に近づくのか、といったことを論理的に考えていく力」である。</p> <p>これを実務に即して拡張するならば、「自分一人では解決しきれない大きな問題を、小さな問題へと分解し、それでも解決できないようであれば、さらに小さな問題へと分解していける力。解決可能な水準になった問題を解決するための方法を考え、しかもその方法を具体的な解決策へと導ける力。具体的な解決策は、必ずしも</p>

	<p>一人で作る必要はないが、多くの人々が作ったそれをどう組み合わせれば、最初に設定されていた大きな問題を解決できるのかを考えられる力。協力してくれる人、必ずしも協力的でない人を含めて、何をしてほしいかを適切に伝え、彼女ら／彼らが提供する解決策をまとめ上げる力」と言い換えることができる。これをキーワードに置き換えると、論理的思考力 問題解決能力 プロジェクトマネジメント能力 コミュニケーション能力 ということになる、ということでもあります。</p> <p>岡嶋氏の説明は実に明快です。G A F A（グーグル・アマゾン・フェイスブック・アップル）で求められる力は、「論理的思考力・問題解決能力・プロジェクトマネジメント能力・コミュニケーション能力」の4つだと言うのです。人格形成面は別として、これらを子どもたちが未来を拓く上での最先端の能力と捉えたとしたら、これからの学校教育はどう改善していくべきでしょうか。</p> <p>論理的思考力、問題解決能力、プロジェクトマネジメント能力、コミュニケーション能力の4能力については、私たち教育実践者視点では、問題解決能力に集約されるように考えられますが、これからの教育の重点になることは間違いないと思われます。実際、新学習指導要領で改めて述べられるまでもなく、私的には特に総合的な学習の時間で身につけさせたい能力であると捉えてきました。しかし、それは総合的な学習の授業づくりにおいて、先進的かつ積極的な取り組みの中で具現できることで、環境問題や国際理解の授業等にしばしば見られる知識・内容重視の授業づくりからは得られにくい教育効果であります。全国的に中学校で顕著に窺われる総合的な学習の停滞、形骸化(やや言い過ぎか)傾向の昨今、それら4能力の必要性が改めて提唱されることは首肯せざるを得ないところです。</p> <p>来年度以降、プログラミング教育は正式に授業として取り入れられていきますが、これから私たち教育実践者の重視すべきことは、先述の4能力が総合的な学習以外の教科領域においてどのように扱われているかということと、その点を見据えながらこれからの教科領域の指導をどのように工夫していくべきかということです。このことについて今後研究を進めたいと思っています。</p> <p>以上、教育長報告とさせていただきます。</p>
教育長	<p>続きまして（2）教育部長報告をお願いします。</p>
教育部長	<p>（2）教育部長報告</p> <p>私からは、3点ご報告させていただきます。</p> <p>1点目は、「西尾歴史検定」についてです。</p> <p>2年目となる西尾歴史検定ですが、11月10日に西尾コンベンションホールにおいて、認定試験を実施し、97人の応募者のうち、76人が受験しました。</p> <p>学習会を6月から10月までの間に5回開催し、講師はすべて現役の社会科の先生が行い、毎回熱心にみなさん受講されていました。</p> <p>今回で歴史検定としては一区切りとなりますが、西尾市のことを知ってもらうために、豊富な観光資源を活用して、別の形で継続が出来ることを願っております。</p> <p>2点目は、「普通教室へのエアコン設置」についてです。</p> <p>既に都市ガス利用の7校については設置が完了しておりますが、残りの学校についてもエネルギー方式が確定し、設置工事の入札を行い、心配されていた施工業者については、すべて無事決定しました。</p> <p>工期は10月17日からで、終わりは学校により2月13日または2月28日までとなります。また、建て替えを検討している吉良中学校につきましては、リース</p>

	<p>契約とし、3月20日までには設置が完了する予定です。</p> <p>3点目は、「西尾市議会12月定例会の会期日程」についてです。</p> <p>10月24日に開催された議会運営委員会において、西尾市議会12月定例会の会期日程が決定しました。</p> <p>11月29日に開会し、12月19日までの21日間の会期となります。</p> <p>一般質問は、12月2日と3日の二日間で、4日は予備日となります。</p> <p>6日には関係する文教委員会があり、19日が最終日となります。</p> <p>今回も多くの教育委員会関係の一般質問の通告がありそうですが、しっかりと質問調整を行い、誠実に答弁してまいります。</p> <p>私からは以上です。</p>
<p>教育長</p>	<p>日程3を終わります。</p> <p>日程4、議案審議を議題とします。</p> <p>議案第43号 きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の制定について提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>学校教育課主幹</p>	<p>ただ今議題となりました、議案第43号 きめ細やかな教育の推進事業実施要綱の制定についてご説明申し上げますので、お手元の議案第43号をご覧ください。</p> <p>本議案の提案理由については、きめ細やかな教育を推進するために学校現場等に配置する人材に関する事項を定めるためであります。</p> <p>議案の裏面の要綱をご覧ください。</p> <p>第1条の目的では、教育委員会がきめ細やかな教育を推進するために配置する人材について、会計年度任用職員、これは地方公務員の臨時職員制度が法令の改正により来年度から新しくスタートする会計年度任用職員制度のことでありますが、この会計年度任用職員と専門的な助言、相談、支援等を行う有識者等の2つに分けて、必要な事項を定めていることを示しております。</p> <p>第2条の定義では、きめ細やかな教育の定義を定めております。きめ細やかな教育とは、児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた教育活動を展開し、個に応じた能力・資質を伸ばしていくため、教育委員会が雇用する会計年度任用職員と教育委員会が委嘱する有識者等を適切に配置することにより、児童生徒が通いたい学校、地域や保護者が通わせたい学校及び教職員が努めたい学校の実現を目指していくと定義しています。また、そのために必要な人材として、ここでは3つの人材区分を設けていることを示しております。</p> <p>第3条の会計年度任用職員の勤務条件等では、会計年度任用職員の主な職務及び勤務場所等を別表1で、1時間当たりの報酬額、いわゆる時給を別表2で定めていることを示しております。</p> <p>第4条の有識者等の委嘱条件等では、有識者等の主な任務及び報酬額等を別表3で定めていることを示しております。</p> <p>第5条は委任規定であります。</p> <p>附則としてこの要綱は令和2年4月1日から施行する、としています。</p> <p>第5条と附則が示されたページの裏面をご覧ください。</p> <p>別表1については、第3条関係として、13職種の会計年度任用職員の名称、主な職務、勤務条件、勤務場所、配置基準を定めています。</p> <p>次のページの別表2についても、第3条関係として、会計年度任用職員の報酬の報酬を定めています。</p>

	<p>次のページの別表3については、第4条関係として、11区分の有識者等の名称、委嘱任務、報酬日額、委嘱基準を定めています。</p> <p>以上で、議案第43号の説明とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
尾崎委員	きめ細やかな教育を、ということですが、今年度と来年度とを比較した際に新たに加わった職種はありますか、また、配置基準に変更がありましたら教えてください。
学校教育課主幹	<p>今回、会計年度任用職員という新たな制度の導入にあたりまして、全面的に見直しをしました。新たな職種につきましては、別表1から説明いたします。名称の変更がありましたのは④学校事務アシスタント、従来は教育補助者でした。⑤教育アシスタントは特別支援教育補助者という名称でした。⑥の日本語教育指導アドバイザーは新たに設けました。</p> <p>さらに兼務として日本語初期指導教室長というかたちで、現在鶴城小学校の中にあります早期適応教室を日本語初期指導教室に変更しまして、担当する室長として⑥を設けております。</p> <p>さらに⑦は日本語初期指導教室と各学校の日本語指導の支援を行っていただく形で従来の通訳、あるいは外国人児童生徒アドバイザー、早期適応教室の指導員も含めて一本化し、日本語教育指導支援員にあらためております。</p> <p>⑧のポルトガル語就学相談員につきましては、ブラジル人の人が圧倒的に多いので、一人ポルトガル語専門の通訳・翻訳あるいは教育相談の通訳を行う方を設けております。</p> <p>⑬の学校事務アドバイザーも新たに設け、学校事務の総括及び指導助言を行っていただく方を新たに設置いたしました。</p> <p>別表3の有識者の中では、名称を変更しましたのが①の学校経営スーパーバイザーがアドバイザーから変更しております。②の特別支援教育スーパーバイザーもより専門的な方という意味で同様に変更しました。④学校図書館アドバイザーは今年度までは学校司書アドバイザーという名前を変更しました。⑤学校保健アドバイザーは今年度まではスクールヘルスリーダーという名前でした。</p> <p>⑥は新設です。多文化共生教育アドバイザーで、今後も増える外国人児童生徒の教育全般に対するアドバイスをいただく専門家の配置を予定しております。</p> <p>さらには裏面、⑨スクールソーシャルワーカーです。これは新たに設けまして、今後導入をしっかりと研究をしていきたいと思っております。</p> <p>なお、配置基準の変更につきましては、別表1の①②非常勤講師についての配置基準を変更しております。</p>
学校教育課長	非常勤講師については、教科担任はその方お一人で授業を行っていただくものがあります。少人数対応は小学校1年生から3年生までのT2で入っていただく方を想定して、一人で授業を行う方とT2では条件も違ってきますので、再編をさせていただきます。
尾崎委員	非常勤講師の少人数ですが、昨年までですと1・2年生の30人以上のクラスに配置されていたと思いますが、来年度はすべての低学年に配置されるということですか。

学校教育課長	配置基準は同じです。ただし、1年生が単学級の学校と7クラスの学校があります。学級数に応じて配置を増やすことは検討しています。
尾崎委員	⑤の教育アシスタントは今年までは特別支援教育補助者ですが、週の勤務時間数が減っていると思われます。その分、人数を増やすなどの配慮がありますか。
学校教育課主幹	会計年度任用職員というのが、給与の体系が今まで支給されてこなかった期末手当が支給され、収入的にはその分が増え、時間数を増やすと扶養の範囲内で収まらない年収基準で④⑤設けておりましたので、週16時間というのは時間が減りますが、必要な時間外を支給していく予定ですので、トータル的な時間数を確保していく予算要求をしていく予定です。
尾崎委員	予算の問題ではなく、学校の現場をみると、人が欲しいのでアシスタントを増やして欲しいと思われます。時間を減らすと結局はきめ細やかな教育ができないことになってしまいませんか。
学校教育課主幹	説明不足でした。時間数的には今年度とほぼ同時間を設けています。人数的にも昨年まであった心の相談員と合わせて、今後人数を確定していきまして、最低でも昨年同様の人数を確保し、それをどれだけ上回れるかが調整となります。
高須委員	別表3にそれぞれの報酬が日額で記載されていますが、⑩と⑪は2,000円と3,000円です。この方たちは何時間の勤務でこの金額ですか。
学校教育課主幹	⑩のチアフレンド、⑪の理科観察実験アシスタントの方につきましては、1時間当たり1,000円程度で報酬を出していましたが、1回につき2時間から3時間の勤めということでしたので、1回当たりの2,000円や3,000円というように見直しました。
平岡委員	別表1の⑪生徒指導アドバイザー、別表3の生徒指導サポーターの配置基準が2名とありますが、この人数で足りるのでしょうか。
学校教育課主幹	実際は、かつての時代よりは学校は落ち着いていますが、ニーズについては非常に高いと思っています。生徒指導アドバイザーについては本当に特異なお仕事をされている方で、人材確保を検討していますが、なかなか適した方がいない状態です。 生徒指導サポーターは警察官のOBで賄っておりまして、この人数で後任を探していくのですが、適任の方があれば増員も十分検討していきたいと思えます。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第43号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	続きまして、順序を変更いたしまして、議案第45号 令和2年度入学式・始業式・終業式・卒業式等の実施日について、提案理由の説明をお願いします。
学校教育課長	ただいま議題となりました議案第45号 令和2年度入学式・始業式・終業式・卒業式等の実施日について、提案理由を申し上げます。 入学式等儀式の実施日については、各市町教育委員会が決めるものでございますが、県でそろっていることが望ましく、例年、愛知県都市教育長会から原案が示されており、ここに示しました日程案もその原案に沿ったものであります。 ご審議をお願いいたします。

教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
尾崎委員	4月6日は月曜日で、7日は火曜日だと思います。
学校教育課長	訂正いたします。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第45号を採決します。 本案は、一部を修正し、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	続きまして、議案第46号 西尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定についてと、議案第47号 西尾市文化財保護委員会規則を廃止する規則については、関連がございますので、一括して提案理由の説明をお願いします。
文化振興課主幹	ただいま議題となりました、議案第46号 西尾市文化財保護条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。 議案第46号をご覧ください。 地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として認められる審議会・委員会等は、条例に位置付ける必要がございます。 教育委員会の附属機関である西尾市文化財保護委員会は、現在、規則で規定しているため、その内容を条例に位置付けるものでございます。 それでは改正内容についてご説明申し上げます。お手元の新旧対照表をご覧ください。 第4条と第5条は文化財保護委員会をあらたに附属機関として位置づけるため文言を整理するものです。 第16条を第22条として、第15条の次に次の6条を加えます。 第16条は西尾市文化財保護委員会の設置と所掌事務を定めたものです。 第17条は組織について定めたものです。 第18条は委員長に定めたものです。 第19条は会議について定めたものです。 第20条は守秘義務について定めたものです。 第21条は庶務について定めたものです。 附則で本条例の施行を令和2年4月1日からとしています。 なお、本条例は市議会12月定例会に議案として提出してまいります。 続きまして、関連がありますので、議案第47号 西尾市文化財保護委員会規則を廃止する規則について提案理由をご説明申し上げます。 議案第47号をご覧ください。 西尾市文化財保護委員会規則は教育委員会の附属機関でございます西尾市文化財保護委員会について位置付けたものでございます。しかしながら、地方自治法第138条4第3項の規定により、附属機関として認められる審議会・委員会等は条例に位置付ける必要がございます。 よって、文化財保護委員会は現在、西尾市文化財保護委員会規則において規定をしておりますが、その内容を条例に位置付けていくことになるため、本規則は不要となるために廃止するための規則でございます。

	以上、議案第47号の説明とさせていただきます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
教育長	特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第46号を採決します。 本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。
教育長	続きまして、議案第47号を採決します。 本案は、原案どおり可決することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり可決いたします。
教育長	続きまして、議案第48号 西尾市文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いします。
文化振興課主幹	ただいま議題となりました、議案第48号 西尾市文化遺産保存活用協議会委員の委嘱について提案理由をご説明申し上げます。 議案48号をご覧ください。 この委員は西尾市文化遺産保存活用協議会設置要綱に基づき、同要綱第3条の規定により教育委員会が委嘱することになっております。 委嘱者は別紙の13名で、任期は令和元年11月13日から令和4年3月31日まででございます。 13名の内訳につきましては学識経験者、市民団体代表、行政担当者でございます。 以上、議案第48号の説明とさせていただきます。
教育長	提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
平岡委員	裏面の委員名簿の案で、役職欄に役職のない方は推薦された方だと思います。そのため、「役職」という表記を「役職等」など、別の記載を考えた方がよろしいかと思えます。
文化振興課主幹	平岡委員のご指摘のとおり、役職のある方もありますが、団体によっては、団体の代表ではなく団体からご推薦を受けている方もみえますので、役職等とさせていただきます。
教育長	他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。 これより議案第48号を採決します。 本案は、原案どおり同意することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。 (挙手 全員) ご異議なしと認め本案は、原案どおり同意いたします。
教育長	続きまして、議案第49号 西尾城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱について、提案理由の説明をお願いします。
文化振興課主幹	ただいま議題となりました、議案第49号 西尾城跡保存活用計画策定検討委員の委嘱について提案理由をご説明申し上げます。

	<p>この委員は、西尾城跡保存活用計画策定検討委員会設置要綱に基づき、同要綱第3条の規定により教育委員会が委嘱することになっております。</p> <p>委嘱者は別紙の13名で、任期は令和元年11月13日から令和3年3月31日まででございます。</p> <p>13名の内訳につきましては西尾文化協会代表、西尾市文化財保護委員会代表、西尾商工会議所代表などがございます。</p> <p>以上、議案第49号の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
教育長	<p>特に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第49号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり同意することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり同意いたします。</p>
教育長	<p>続きまして、議案第44号 西尾市学校部活動ガイドラインについて、提案理由の説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>ただいま議題となりました議案第44号 西尾市学校部活動ガイドラインについて提案理由を申し上げます。</p> <p>西尾市学校部活動ガイドラインは、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や愛知県教育委員会の「部活動指導ガイドライン」などを参考に、西尾市の小中学校及び義務教育学校に、部活動の運営や指導等を包括した総合的な指針を示すものであります。</p> <p>特にこれまでの部活動運営と異なる点は、生徒のバランスのとれた学校生活や成長の保障及びスポーツ障害の予防の観点などから、中学校においても「始業前の活動は、年間を通して実施しない。」としたところであります。</p> <p>なお、本ガイドラインにつきましては、今後、11月の定例校長会議にて提案して、児童生徒及び保護者等への周知を依頼し、令和2年度より実施していきたいと考えております。</p> <p>ご審議をお願いします。</p>
教育長	<p>提案理由の説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。</p>
平岡委員	<p>全学校共通の事項において、始業前の活動である朝練は行わないとありますが、以前、冬季の下校時間が大変早い時期については、例外として、始業前の部活動を認めてはどうかという意見を述べさせていただきました。それも考慮、ご検討していただいた結果、本ガイドラインの案が出ているということによろしかったでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>本ガイドラインを策定するにあたりましては、校長会等とも何度も検討し、特に冬季についてご指摘のとおり、日課等を工夫して、帰りの時間を20分や30分生み出していけるように配慮をして対応していきたいと思っております。</p> <p>また、特にこの時期、日が短くなり、合唱コンクールの練習等で部活動が全く行えず、すぐ週末には大会があるという状況もあります。その場合は生徒の安全面を配慮して継続的に部活動を行っていけるように校長の裁量で一時的に朝の部活動を行うなど、弾力的な対応を中学校の校長とも確認しながら進めていきたいと考え</p>

	<p>ています。</p> <p>原則的には朝部活は行わない、という方向で進めていきたいと思います。</p>
教育長	<p>補足ですが、活動の継続に配慮してという表現がありますが、怪我などが心配なので、全く部活動ができていない状態で大会に臨むのは怪我の原因になります。</p> <p>活動の継続性に配慮して、校長先生の裁量の中で工夫をしていただく余地を残すガイドラインとして提案させていただきました。</p>
平岡委員	<p>小学校あるいは義務教育学校の前期課程ですが、学期中は平日に2日と土日は休養日とするとあります。試合がある場合は土日のいずれかに校長先生の許可の上で活動することができる、とありますが、平たく言うと学期中は平日の3日だけということではよろしいですか。</p>
学校教育課長	<p>特段、地域行事に参加するというのがなければ、委員の仰るとおり平日の3日ということになります。</p>
武内委員	<p>ガイドラインの中の組織的な運営体制の整備のところでお聞きします。「実態に依じて顧問会議を定期的開催するなど、適切な活動となるよう指揮・監督しなければならない」とあります。また、「顧問を複数配置するなど、役割を分担したり交替したり」とありますが、この顧問というのは学校の部活の顧問ということではよろしいですか。</p>
学校教育課長	<p>ご指摘のとおり、学校の顧問のことです。</p>
武内委員	<p>例えば、顧問自体が不足していて、外部から顧問を入れるなどは、ガイドラインでは考えていないということでしょうか。学校の先生だけではなく、外部からの民間委託、第三者機関からの顧問をしていただき、助言やサポートをしていただくというようなことは含まれていないということではよろしいでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>そこまでは含んでおりません。ただ、現場においては、すでに町の先生やコーチ登録をして部活動を支えてくださっている方もいます。</p> <p>今後も部活の経験が全くない者が顧問にあたるということもあります。その場合、例えばスポーツ協会に相談をさせていただき、指導のご協力をいただくなども起こり得ると思いますが、現在のところガイドラインという形では示してはおりません。</p>
武内委員	<p>この議案ではありませんが、教員の多忙化解消のために部活動の朝練をやめる件を先生方からお聞きしたときに、部活に長時間携わって労働時間が増えてしまうということも原因の一つであることを理解しています。それをサポートしていただける外部協力者がいれば、スムーズに進むのではという声もありました。よろしければそのあたりも今後考慮していただければと思います。</p>
教育長	<p>他に質疑もないようでありますから、これをもって質疑を終わります。</p> <p>これより議案第44号を採決します。</p> <p>本案は、原案どおり承認することに、ご異議はありませんか。よろしい方は、挙手をお願いします。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>ご異議なしと認め本案は、原案どおり承認いたします。</p>
教育長	<p>日程4を終わります。</p> <p>日程5、その他を議題とします。</p> <p>(1) 教育委員会が所管する事務の評価について説明をお願いします。</p>

教育庶務課長

ただいま議題となりました、その他議題（１）教育委員会が所管する事務の評価について、ご説明申し上げます。

はじめに、教育委員会が所管する事務の評価につきましては、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに公表しなければならない」との規定により、実施するものでございます。

平成30年度分に実施した事業につきまして、例年どおり、教育委員会6課の6事業を西尾市行政評価委員会に依頼し、評価をしていただきました。

それでは、その他議題（１）資料をご覧ください。

6課6事業について、ご覧のように評価の所見をいただきました。順番に、ご説明申し上げます。

1番目は、教育庶務課の小・中学校校庭芝生化事業についてであります。

学校の芝生化は、ケガ防止や情操教育の推進などメリットがあり、一定の意義があることは理解できます。

しかし、維持管理に費用と労力が必要となり、教員や保護者に多くの負担がかかっていること等の弊害が懸念されます。

今一度芝生化に対するニーズを調査し、今後の事業を見直していただきたい、というものでございました。

2番目は、スポーツ課のスポーツ教室開催事業についてであります。

応募者の少ない教室の廃止や新たな種目の創出など定期的に見直しを行ってきたことは評価できます。

より一層の種目の開拓や、地元スポーツクラブなど民間団体の育成に注力し、スポーツによる健康づくりが地域に根付くような取組を続けていただくよう要望します、というものでございました。

3番目は、図書館の離島サービス事業についてであります。

コーナーの開設に当たり、経費削減の努力がなされていることが認められます。

事業が始まって間もないため、利用者数等の状況が把握できませんが、島民に積極的な周知を行い、より多くの方に利用していただけるようなサービスとして定着するよう期待しています、というものでございました。

4番目は、学校教育課の小中学生文化事業についてであります。

費用対効果や教員負担の面から事業の方向性を廃止としていますが、廃止となってしまうのは残念でなりません。

効果と課題は、美術展とミュージカルで異なるものと考えます。それぞれを別のものとして捉え、様々な角度からのニーズの把握をしっかりと行っていただいた上で、教育的・歴史的価値を損なわない形での事業の在り方を再考していただくことを望みます、というものでございました。

5番目は、生涯学習課の歴史検定事業についてであります。

令和元年度を持って廃止の方向で検討しているとのことですが、この種の教育・検定事業が効果を発揮するのは、歴史分野のみに限られず、地理、風土、文化、産業、観光資源等様々な分野への拡がりが見られることから、一旦「中断」とした上、改めてその在り方の見直しを行うこととしてはどうでしょうか。

魅力的な事業として市民に認知されてきていますので、本事業の着実な発展的解

	<p>消を図られるよう要望いたします、というものでございました。</p> <p>6番目は、文化振興課の市史編さん事業についてであります。</p> <p>合併後の新編西尾市史は、西尾の歴史を後世に伝え、市民が西尾市を理解し愛着を深めるための貴重な文化財産であると考えます。</p> <p>長い道のりではありますが、より多くの方に西尾市の歴史に触れていただくことができるような市史の編さんと、刊行記念イベントの開催によりPRを行っていただきますよう要望します、というものでございました。</p> <p>教育委員会事務局といたしましては、この結果を真摯に受け止め、事業内容等について、今後さらに検討してまいりたいと考えております。</p> <p>なお、この評価結果につきましては、市ホームページで公表してまいります。</p> <p>以上、その他議題（1）の説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
高須委員	<p>小中学生文化事業についてですが、先日、西尾茶浪漫伝説のミュージカルを拝見させていただいて、出演された児童・生徒はとても生き生きとしていて、自信を持って自分の役を演じている姿をみて感動しました。確かに先生方の負担は大きいとは思いますが、出演できる子供達も限られていると思いますが、西尾市の郷土を愛する心を育むためにも、形を変えてでも結構ですから、なんとか継続していただけると良いと思います。</p>
学校教育課長	<p>私自身も感動しましたし、意義のあるものだと思いますが、関われる子が学校の中でも限られていること、劇自体を観られる文化会館のキャパシティもあるので、三幕すべてを通して観られず、自分の子供が出演している保護者や親せきの方が見に来て入れ替え制になっているという状況であり、本事業の成果を大きく広めていくところまで至っていないという意見もあり、難しいところです。</p> <p>ただ、委員仰るとおり、価値のあるものです。挿入歌は学校でも歌われ、矢作川賛歌は卒業式でも歌われていますので、この劇を映像に残したり、楽譜を学校に広めたりしていき、この事業の成果を受け継いでいくという形で進めていこうと考えています。</p>
平岡委員	<p>スポーツ教室開催事業について、評価表にもありますが、総合型地域スポーツクラブによりスポーツ参加者が増えることを期待という文言がありますが、現状は限定されたクラブが総合型スポーツクラブとして登録があると思えます。今後はスポーツを推進していく中で総合型地域スポーツクラブの支援やサポートについて、具体的に予定されているものがあればお聞かせください。</p>
スポーツ課長	<p>今現在、新たにスポーツクラブが立ち上がるという話はありませんが、スポーツクラブいっしきをはじめ、地域でスポーツの振興がうまく図られているという事例がスポーツクラブいっしき、つるしるスポーツクラブ、吉良スポーツクラブがありますが、ある程度地域の中で多くの方が参加されてスポーツの振興に寄与していただいていますので、立ち上げの意見が地元からあれば、積極的に支援していきたくと考えています。</p>
平岡委員	<p>先ほどの部活動の議案で武内委員からお話もありましたが、先生方が忙しくて部活動になかなか関われなくなるというのはよくわかっています。では、外部の協力者をどうするかと考えたときに、地域的に大学生に協力を求めるのは難しいことから、地域のスポーツに携わる皆さんの助けが必要です。</p>

	<p>ガイドラインを作ったうえで子供達がもっと部活動をやりたいと言った時に、受け皿がなくなってしまうことは、保護者の意向に沿わないものになるかと思えます。事情はわかります。しかし、受け皿が一つでも二つでも、あるいは既存の種目が少しでも増えて、積極的に関わっていただけたら、とてもありがたいと思えます。これは意見、要望として述べさせていただきます。</p>
武内委員	<p>小・中学校校庭芝生化事業の件で、予算が500万円に対して、決算が361万6,750円であり、予算に対して金額が使われていないですが、以前お聞きしたときは、小中学校で手を挙げた学校に芝生を植えるということであったと思えます。昨年度は三和小学校が手を挙げて芝生化することになり、県の補助金の関係で来年度以降も引き続き延長しますということだと思いますが、芝生ではなく、違う緑化の事業とすることも可能であるのかをお伺いします。</p>
教育庶務課長	<p>芝生化の件でございますが、平成22年度から昨年度の三和小学校まで小学校で11校、中学校で1校、それぞれ校庭やグラウンドの一部を芝生化してきました。荻原小学校についてはグラウンド全面に行いました。</p> <p>当初、小中学校の芝生化がなかなか進まず、保育園の推進から始まり、その後、学校でも最近の猛暑の日差し除けや、グラウンドが熱い時に芝生に座ったりなどできることから、芝生が良いと見直されたり、冬場にかけての砂埃対策など、芝生化は学校からも帯状にしたいなど要望が出ています。</p> <p>元々この補助金は、県の緑化事業に関係するもので、現在のところメニューとして芝生に取り組んできましたが、委員の仰るように色んな緑化も大切だと思えますが、木となると剪定や枯れ葉対策など、学校の維持管理費用の面もありますので、そのあたりも難しい問題であると思えます。</p>
教育長	<p>特に質問がないようですので、続きまして（2）県立特別支援学校及び市学校給食センター建設に係る説明会の開催について説明をお願いします。</p>
教育庶務課長	<p>ただいま議題となりました、その他議題（2）県立特別支援学校及び市学校給食センター建設に係る説明会の開催について、ご説明を申し上げます。</p> <p>その他議題（2）資料をご覧ください。</p> <p>はじめに、1の「目的」ですが、令和2年度から予定をしている県立特別支援学校及び市学校給食センターの建設について、地元住民などの理解を深めるとともに、皆様方のご意向を把握し、事業の円滑な推進を図ることを目的として開催するものでございます。</p> <p>次に、2の「主催」ですが、愛知県教育委員会及び西尾市教育委員会でございます。</p> <p>3の「開催日時及び会場」ですが、令和元年11月27日火曜日午後6時30分から、福地ふれあいセンター多目的ホールにおいて行う予定をしております。</p> <p>6の「説明内容」ですが、新たに建設を行う県立特別支援学校及び市学校給食センターの施設概要、配置計画及び完成予想図を提示し、工事スケジュールなどについて説明する予定でございます。</p> <p>最後に、今回開催する説明会の周知については、須脇町町内会に回覧をお願いする他、広報にしお11月16日号に掲載し、多くの方々にご出席いただきたいと思いますと考えております。</p> <p>以上で、その他議題（2）の説明とさせていただきます。</p>

教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（３）学校給食費の改定について説明をお願いします。
教育庶務課主幹	<p>その他議題（３）、学校給食費の改定についてご説明申し上げます。</p> <p>その他議題（３）資料をご覧ください。</p> <p>説明に少し時間がかかりますので、ご了承願います。</p> <p>学校給食費の改定につきましては、去る平成３１年１月９日に開催されました、教育委員会１月定例会におきまして、２０２０年４月の改定に向けて検討していきたい旨をご説明いたしました。</p> <p>本日は、具体的な金額をお示して、ご説明申し上げます。</p> <p>それでは、資料の順にご説明します。</p> <p>「１ 改定の理由」は、食材料費が年々高騰している中で、これまで何とかやりくりをしてきましたが、西尾市が目指す学校給食を実現することが困難になってきているためでございます。</p> <p>「２ 改定予定額」は、小学校及び義務教育学校前期課程が、１食あたり３０円増加の２７０円、中学校及び義務教育学校後期課程が、１食あたり４０円増加の３１０円でございます。</p> <p>「３ 改定予定時期」は、令和２年４月１日でございます。</p> <p>「４ これまでの経過」としまして、学校給食の在り方などを協議しております学校給食運営協議会の経過を掲載しております。</p> <p>過去３回にわたり給食費の改定について説明や協議を行ってまいりまして、本年１０月に開催しました令和元年度第２回の会議では、改定予定額についてご理解をいただいたところでございます。</p> <p>「５ 今後のスケジュール」は、本定例会の他、校長会議や議会文教部会を経て、年内には保護者に改定する旨を通知したいと考えております。</p> <p>次にカラー刷りの資料をご覧ください。</p> <p>上下の枠内の右下にそれぞれ番号がふってあります。</p> <p>これをページ番号として、ご説明申し上げます。</p> <p>また、資料中、小学校と中学校は、義務教育学校の前期課程と後期課程を含めております。</p> <p>１ページをご覧ください。</p> <p>「１ 学校給食費の改定について」、目標は児童生徒の心身の健全な発達に向けて、適切な栄養量を提供する「栄養摂取」と、食に対する正しい理解と適切な判断力を養うため、食に関する指導を行う「食育」の２点でございます。</p> <p>これに対しまして、現状は、食材の価格が高騰し、限られた給食費の中でなんとかやりくりしてきましたが、対応が困難な状況となっております。</p> <p>また、文部科学省が定める学校給食実施基準の改正により、栄養摂取の基準量が上がったため、献立によっては基準値を下回ることがあります。</p> <p>以上のことから、西尾市が目指す給食を実現するために、給食費を改定する必要があると判断しております。</p> <p>２ページをご覧ください。</p> <p>これまでの学校給食運営協議会での主な意見でございます。</p> <p>どのご意見も、子どもたちの健全な心身の発達を考えると切実なご意見であると</p>

感じております。

3ページをご覧ください。

改定理由の具体例としまして、栄養摂取の状況でございます。

このグラフは、文部科学省が定める学校給食実施基準を100%とした場合、平成30年度の西尾市の中学校における栄養摂取の割合です。

この実施基準が平成30年8月に改正されたこともあり、脂質、カルシウム、鉄、食物繊維などは、献立によっては基準値を下回ることがあります。

4ページをご覧ください。

改定理由の具体例としまして、食育に求められるものでございます。

愛知県教育委員会が監修しております、「学校給食の管理と指導」では、食に関する指導の内容としまして、楽しく会食すること、健康に良い食事のとり方などが掲げられております。

学校給食は、これら食に関する指導の教材として、繰り返し指導を行うこととされています。

具体的には、季節ごとの食材や、地場産の食材などを始め、多様な食品を使用することで、食に関する理解を深めることができます。

また、日常の食事の見本となる献立の他、行事食や郷土料理を提供することで、食文化について関心を高めることができます。

現在の給食費では、このような取り組みを行うことも困難な状況になってきております。

5ページをご覧ください。

改定理由の具体例としまして、食材の価格変動でございます。

このグラフは、前回の給食費改定直後である平成23年度の、ある1か月間の献立につきまして、現在の食材価格に置き換えて、価格比較を行ったものでございます。

小学校では32.48円、中学校では38.21円高くなっております。

6ページをご覧ください。

改定理由の具体例としまして、デザートなどの年間提供回数でございます。

表では、デザート、果物、添加物の年間提供回数を平成23年度と平成30年度と比較し、小学校、中学校別に示したものでございます。

デザートとはヨーグルトやゼリーなど、添加物とは袋入りのアーモンド小魚や、チーズ、ミルメークなどでございます。

どれも提供回数が激減しており、特に小学校の添加物につきましては、ほとんど提供されていないことがわかります。

以上、3ページから6ページまでが改定理由の詳細でございます。

7ページをご覧ください。

事務局が提案します改定額でございます。

西尾市が目指す学校給食を実現するため、1食あたりの必要額を試算いたしました。

改定理由でご説明しました事例を踏まえ、かつ、栄養価、季節感のある食材、地産地消、行事食などを考慮して、現在の価格で試算しました結果、小学校における必要額は270円、中学校における必要額は310円でございます。

8ページをご覧ください。

	<p>近隣市の状況でございます。</p> <p>近隣市に給食費の見直しについて聞き取りを行いましたところ、西尾市の給食費と同程度の市につきましては、いずれも見直しが必要と考えていることがわかりました。</p> <p>最後に9ページをご覧ください。</p> <p>改定した場合の影響でございます。</p> <p>給食日数を1か月で20日とした場合の増加額は、小学校では1人あたり600円、中学校では1人あたり800円でございます。</p> <p>このように、保護者負担額は増加しますが、現状を踏まえ、西尾市が目指す学校給食を実現するために、給食費の改定が必要であると判断しております。</p> <p>以上で、その他議題（3）の説明を終わります。</p>
教育長	<p>ただいまの説明で質問、意見はありませんか。</p>
平岡委員	<p>細かな説明、ありがとうございました。</p> <p>給食をどう提供するかは大人の責任であると思います。これまで給食費をなかなか上げられなかったのは教育委員会としても反省すべき点であると思います。</p> <p>資料の5にあります同一献立による価格の比較によりますと、小学校では32.48円、中学校では38.21円高くなっているということ、加えて10月から消費税が8%から10%に上がっております。それを踏まえたうえで中期的に5年後、数年後まで考えたうえで、このプラス30円、プラス40円という改定額で果たして良いものかどうか、本当に西尾市が提供したい給食のレベルとして考えたところで、それぞれ270円、310円で必要十分であるか、若干の疑念が持たれますので、ご回答をお願いします。</p>
教育庶務課主幹	<p>県内の他の自治体の給食費を考慮しまして、西尾市だけ突出するというのも保護者意識を考えると難しいと思います。なんとか、この改定額で栄養教諭に理想に近い献立を想定していただき、それで試算をした結果を基にこの改定額を出しております。</p> <p>中期的に見た場合につきましては、ひとまずこの価格でしばらく様子を見ていきたいと考えております。</p> <p>根拠のない金額を提示して保護者に理解を求めるのも辛いものがあるという気もしております。</p> <p>この先、食物アレルギー対応も入ってきますが、現在その対応にどれくらい経費が必要かも未知数であります。これも今後の給食費の積算の根拠の参考にしていかなければいけないという時がやってまいりますので、その時に合わせて改定の検討も必要と思います。</p> <p>現時点では、この改定予定額で進めていきたいという考えでございます。</p>
平岡委員	<p>子供の成長、健康に関わることでありますので、常に必要に応じて見直しを検討する姿勢をお願いします。</p>
教育長	<p>他に質問がないようですので、続きまして（4）令和2年度教職員定期人事異動方針について説明をお願いします。</p>
学校教育課長	<p>その他議題（4）資料をご覧ください。</p> <p>令和2年度教職員定期人事異動方針について、説明させていただきます。</p> <p>ご承知の通り、正規の小中学校教職員は、県費負担の職員でございますので、本</p>

	<p>方針につきましては、県教委の方針を受けて、西尾市教育委員会が示すものであります。令和2年度の本市の人事異動のもととなる基本方針は、ここに示された6点でございます。</p> <p>次のページをご覧ください。市の方針の根拠となる県の方針でございます。前年度と変わっておりません。</p> <p>この方針につきましては、後に、書面にて各小中学校に通知いたしますので、ご承知ください。</p> <p>次からのページは、事務職員、栄養職員の人事異動方針でございます。事務・栄養職員につきましては、市との協議を経て、県が直接人事異動を行いますので、市としての方針は示さず、この県の方針を各学校に通知してまいります。</p> <p>以上、定期人事異動方針についての説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、続きまして（5）令和2年度使用小学校・中学校用教科書種目別採択状況について説明をお願いします。
学校教育課長	<p>令和2年度の小学校・中学校の教科書採択状況の地区別の一覧表です。本市の教科書につきましては、表の中央にあります西三河の欄に、教科ごとに出版社名が記載されております。</p> <p>令和元年度は、令和2年度から使用される小学校用の教科書と特別の教科道徳を除く中学校用の教科書が採択されました。特に、本年度は英語の教科用図書の採択が行われました。この西三河地区におきましては、地図のみが、東京書籍から帝国書院へ採択替えがされることとなりました。</p> <p>なお、この表につきましては、愛知県教育委員会義務教育課のホームページでも公開されております。</p> <p>以上で、教科書採択状況の説明とさせていただきます。</p>
教育長	ただいまの説明で質問、意見はありませんか。
教育長	特に質問がないようですので、日程5を終わります。
教育長	<p>教育委員会名義使用として8件提出されています。</p> <p>ご確認をお願いいたします。</p>
平岡委員	<p>西尾市が応援していますデンソーエアリービーズのバレーボールスクールについてお伺いします。</p> <p>開催日時が令和2年1月9日から令和2年3月19日とあり、何日かにかけて行うとは思いますが、何回開催されるか具体的に教えてください。</p>
スポーツ課長	資料を持ち合わせていませんが、10回程度であったかと思います。中学1、2年生を対象にして行っています。
教育長	この他、何か連絡事項はありますか。
生涯学習課長	<p>生涯学習課から1点ご報告させていただきます。</p> <p>本日、追加でお配りしました、こちらの資料をご覧ください。</p> <p>この度、西尾市少年少女発明クラブから、11月30日の土曜日に東京工業大学の屋内競技場で開催されます第10回全国少年少女チャレンジ創造コンテスト全国大会へ出場することが決定いたしました。</p> <p>平成29、30年度に続き、3年連続の全国大会出場であることに加え、今年度は、2チーム出場となりましたことをご報告させていただきます。</p>

	<p>参考までに、本大会は全国543作品の中から選抜された60作品が集う大会であります。</p> <p>西尾市の発明クラブからは、2チームの出場ということで、1チーム目は、資料の1から3ページに詳細を記載していますが、作品名が「抹茶が出来るまで!!!」で、西尾市の名産品である抹茶をPRするため、茶摘み、茶葉を抹茶にする石臼、抹茶をたてている人を絶妙に再現したからくりとなっております。</p> <p>2チーム目は、資料の4から6ページになりますが、昨年度も出場したチームで、作品名は「西尾の100かいだてのいえ」です。昨年同様に西尾市出身の作家 岩井俊雄さんの絵本をモチーフにしており、前大会の経験を生かし、家がより高くなっていくような工夫や改善を施したからくりとなっております。</p> <p>当日は、それぞれのチームが力を合わせて、頑張ってきて欲しいと思っております。</p> <p>以上でございます。</p>
文化振興課主幹	<p>資料館の時間延長についてご報告を申し上げます。</p> <p>来る11月16日・17日に西尾市歴史公園周辺で第73回全国お茶まつり愛知大会関連事業として西尾の抹茶博が開催されます。16日につきましては夜間にもイベントが開催予定となっております。つきましては、多くの来場者が見込まれますので、館をPRするいい機会と考えており、16日土曜日の資料館の閉館時間を午後7時までに延長いたします。</p> <p>以上、資料館の時間延長についての説明とさせていただきます。</p>
教育長	<p>以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。</p>
教育長	<p>次回は令和元年12月11日水曜日午前10時から、岩瀬文庫研修ホールで予定されています。</p> <p>ご都合は、いかがでしょうか。</p>
教育長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これをもちまして西尾市教育委員会11月定例会を閉会いたします。</p> <p>ありがとうございました。</p>